

受講者を募集します

寿大学 生きがい講座

寿大学は、おおむね60歳以上が対象の学習と交流の場です。各講座とも6月から平成24年1月まで、計8回開催します。

◆募集期間 5月3日(火)～22日(日)

◆先着順で受け付け、定員になり次第締め切ります。電話で仮申し込みも受け付けますが、期間内に申込書の提出が必要です。

◆受付時間 8時30分～17時15分(月曜除く)

◆注意事項 受講数は1人2講座までとします。また、受講料は無料ですが、材料費などの実費がかかる講座もあります。

◆問い合わせ・申し込み 八日市場公民館 ☎72・0735

◆寿大学 講座一覧

教室名	内 容	曜 日	定員	講 師
園 芸	菊作りを基本から学び、美しい花を咲かせませんか。	第1土曜日 13:30～15:30	20	伊藤 嘉英
民 謡	心のふるさと「民謡」をみんなで楽しく唄いましょう。	第4金曜日 13:30～15:30	なし	越川 茂子 松岡 祐司
舞 踊	日本伝統の舞踊を楽しみながら、健康づくりしませんか。	第1金曜日 13:30～15:30	なし	辰巳 栄壽
社交ダンス	ブルース・ルンパなど、基本から学びます。	第2金曜日 13:30～15:30	なし	塚本 昇
詩 吟	日本古来の詩文を学び、教養を高めませんか。	第3火曜日 13:30～15:30	なし	勝股 修峰
カラオケ	覚えやすい新曲を元気に明るく、楽しく歌いましょう。	第3火曜日 13:30～15:30	なし	岡田 陽子
手 芸	手編みや刺しゅうを一緒に楽しみませんか。	第3水曜日 9:00～15:30	30	増田 アイ
書 道	基本的な楷書から学びます。	第2水曜日 13:30～15:30	30	岩瀬 東歌
いすで楽しむ 茶の湯	本格的な茶の湯をいすで楽しみましょう。	第2木曜日 13:00～16:00	20	篠崎ケイ子
川 柳	日常の感じたことを川柳にしてみましたか。	第2金曜日 13:30～15:30	30	高梨 果宝
俳 句	世界最短の詩を詠んで、季節を感じましょう。	第2金曜日 13:30～16:00	20	西野 棠雨
短 歌	自分の想いを短歌で表現してみましたか。	第2日曜日 13:30～15:00	20	小泉 泰清

納税は国民の義務です

市税等は納付期限内に納付を

納税は国民の基本的な義務であり、税金は行政サービスの重要な資金です。納付期限内の納付をお願いします。

今年度から市県民税および固定資産税を第1期納付期限までに一括で納付いただいた場合に交付する前納報奨金制度を廃止しましたので、ご理解をお願いします。

口座振替をご利用の人は、納付期限が振替日になりますので、事前に指定口座の残高確認をお願いします。

現金納付の人には安全・便利な口座振替をお勧めします。申込用紙は、市内の金融機関市役所税務課 野菜総合支所にありますのでご利用ください。

12月分については、固定資産税4期および国民健康保険税、介護保険料7期(12月26日)と後期高齢者医療保険料6期(1月4日)との納付期限が異なりますのでご注意ください。

問 税務課納税推進室

☎73・0087

市民課保険料班

☎73・0086

◆平成23年度市税等の納付期限(口座振替日)

納 期	税 目	軽自動車税	固定資産税	市県民税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
5 月		1期 5月31日	1期 5月31日				
6 月				1期 6月30日	1期 6月30日		1期 6月30日
7 月			2期 8月1日		2期 8月1日	1期 8月1日	2期 8月1日
8 月				2期 8月31日	3期 8月31日	2期 8月31日	3期 8月31日
9 月			3期 9月30日		4期 9月30日	3期 9月30日	4期 9月30日
10 月				3期 10月31日	5期 10月31日	4期 10月31日	5期 10月31日
11 月					6期 11月30日	5期 11月30日	6期 11月30日
12 月			4期 12月26日		7期 12月26日	6期 1月4日	7期 12月26日
1 月				4期 1月31日	8期 1月31日	7期 1月31日	8期 1月31日
2 月					9期 2月29日	8期 2月29日	9期 2月29日

※最終納付期限後の追加課税は随時期限となります。



軽自動車税

納税通知書を送付

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に1年度分が課税され、5月中旬に納税通知書が送付されます。月割課税(還付)の制度はありませんので、年度途中で廃車しても年税額がかかります。納期限は5月31日(火)です。

◆減免申請の手続き

受付期間は、納税通知書が発送されてから納期限の7日前までです。申請に必要な書類などは、次の通りです。

- ①平成23年度軽自動車税納税通知書
- ②減免申請書(市役所税務課および野栄総合支所にあります)
- ③身体障害者手帳、戦傷病者

手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか該当するもの

- ④運転者の運転免許証
- ⑤印鑑
- ⑥車検証ほか

※震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、「著しい損害を受けた者」「その他市長が特に認めた者」「その他市長が該当する人も、減免制度の対象になる場合があります。詳しくは左記までお問い合わせください。

問 税務課市民税班

☎73・0087

◆減免の対象となる自動車の所有者、運転者および使用目的に関する要件

区分	自動車の所有者	自動車の運転者	使用目的
身体障害者	本人	本人	もっぱら障害者が使用するもの
	本人または生計を一にする者	生計を一にする者または常時介護するもの	もっぱら障害者の通学、通院、通所もしくは生業のために使用するもの
戦傷病者	本人	本人	もっぱら障害者が使用するもの
	本人または生計を一にする者	生計を一にする者または常時介護する者	もっぱら障害者の通学、通院、通所もしくは生業のために使用するもの
知的障害者	本人または生計を一にする者	生計を一にする者または常時介護する者	もっぱら障害者の通学、通院、通所もしくは生業のために使用するもの
精神障害者	本人または生計を一にする者	生計を一にする者または常時介護する者	もっぱら障害者の通学、通院、通所もしくは生業のために使用するもの

- 注1 自動車検査証または軽自動車届出済証に事業用と記載されているものを除きます。
- 2 障害者を常時介護する人が自動車の運転をする場合は、障害者のみで構成される世帯の障害者が所有する自動車に限ります。
- 3 ローン契約などで自動車の売主が所有権を留保しているときは、使用者を所有者とみなします。

固定資産税

5月は第1期の納期

◆固定資産税とは
毎年1月1日現在に、市内に土地・家屋・償却資産を所有している人に課税される税金です。

◆今年の納期

- 第1期 5月31日(火)
- 第2期 8月1日(月)
- 第3期 9月30日(金)
- 第4期 12月26日(月)

◆固定資産税の算出方法

固定資産の評価額をもとに算定された「課税標準額」の1・4%が固定資産税額となります。ただし、「課税標準額」が次の金額に満たない場合は、課税されません。

土地：30万円 家屋：20万円
償却資産：150万円

◆固定資産税の減免

東日本大震災により被害を受けた人は、減免を受けられる場合がありますので、左記へご相談ください。また、その他の災害や生活困窮などの理由による減免制度もありますので、ご相談ください。

問 税務課資産税班 ☎73・0087

自動車税

納付期限は5月31日(火)

自動車税の納付期限は、5月31日(火)です。5月上旬に自動車税事務所から納税通知書が送付されますので、最寄りの金融機関や市役所会計課、野栄総合支所会計窓口などで早めに納付しましょう。

問 自動車税事務所 ☎043・243・2

☎0479・62・0772